

HEART COMMUNICATION

2026

夏号



梅雨の季節を迎え、蒸し暑い日が続いておりますが、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

本年も早いもので折り返しを迎えました。企業経営を取り巻く環境は、人件費や原材料価格の上昇、制度改正への対応など、依然として変化の大きい状況が続いております。一方で、AIを活用したさらなるデジタル化や業務効率化への取り組みが新たな成長機会を生み出していることも事実です。

私たち税理士事務所の役割も、単なる申告業務にとどまらず、経営者の皆様の良き相談相手として、将来を見据えた経営判断を支援することが求められています。変化の激しい時代だからこそ、正確な数字に基づいた現状把握と、先を見据えた準備が重要になります。

先の読めない不透明な時代だからこそ、弊所は経営理念にもあります「お客様に安心と満足をいただける経営サポートのご提供」を実践してまいり所存です。これからも皆様の事業の発展と円滑な事業承継、資産承継のお手伝いができるよう、職員一同研鑽を重ねてまいります。

厳しい暑さが予想されますので、どうぞご自愛いただき、実り多い夏をお過ごしください。

令和8年7月1日
高田総合会計事務所
所長 高田 直浩



令和 8 年度税制改正大綱について《要点をまとめて》

令和 8 年度税制改正法案が令和 8 年 3 月 31 日に可決・成立されました。

当年の税制改正については前回の春号で個人課税のいわゆる「年収の壁」に関する記述が中心となっておりましたので今回は前号で紹介し切れなかった税制改正の内容をお伝えします。

＜法人課税＞

（1）賃上げ税制の見直し

- ・大企業向けは令和 8 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度について、中堅企業向けは令和 9 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度について適用され、その後廃止されます。
- ・中小企業向けは令和 9 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度について適用されますが、**教育訓練費に係る上乘せ措置は廃止**されます。

（2）少額減価償却資産の特例の見直し

- ・適用期限が 3 年延長されました（令和 11 年 3 月 31 日まで）
- ・対象となる減価償却資産の**取得単価**が、現行の「30 万円未満」から「**40 万円未満**」に引き上げられました。ただし、取得価額の合計額の上限 300 万円に変更はありません。
- ・対象法人から常時使用する**従業員の数が「400 人を超える法人」**を除外することとされました。

※既に前年の税制改正で決定済みですが、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税の課税が始まります。法人本税の税額が 500 万円を超える法人が課税対象となるので、すべての法人に課税が生じる訳ではありませんが、申告は必要となります。予めご承知ください。

※他にも「大胆な設備投資の促進に向けた税制の創設」や「研究開発税制の強化」等といった改正点があります。

＜資産課税＞

（1）貸付用不動産の評価方法の見直し

- ・被相続人等が相続発生日や贈与日といった課税時期前 5 年以内に取得又は新築をした一定の貸付用不動産（賃貸マンション等）については、**課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価**することとされました。

【課税時期における通常の取引価額】とは、「課税上の弊害が無い限り、取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の 80/100 に相当する金額」の事をいいます。

この改正によって、貸付用不動産について想定していた税務上のメリットが受けられない可能性が出てきました。

（2）不動産小口化商品の評価方法の見直し

- ・「**取得の時期に関わらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価する**」と改正されました。

「**取得の時期に関わらず**」とされているため、取得した際に想定していた税務上のメリットが実現できない可能性が高くなったと考えられます。



<個人課税>

(1) 住宅ローン控除の延長と見直し

- ・適用期限が5年延長されました（令和12年12月31日まで）。
- ・省エネ性能の高い中古住宅について借入限度額の見直しを行うと共に、特例対象個人の上乗せ措置の対象とし、控除期間が10年から13年へ延長されます。
なお、特例対象個人とは、床面積40㎡以上50㎡未満の住宅など一定の要件を満たす住宅に居住し、合計所得金額が1,000万円以下である個人を指します。この場合は通常より有利な借入限度額等で住宅ローン控除を受けることができます。
- ・床面積要件の緩和措置（50㎡以上）については住宅区分に関わらず、合計所得金額が1,000万円以下の場合は「40㎡以上」とされます。
- ・その他、省エネ基準適合住宅や災害危険区域等内における新築住宅が令和10年以降は原則適用対象外となること等についても改正が入っています。

※一定の要件を充たした住宅を、ローンを組まずに
キャッシュで購入した際に税額控除を受けられる
「認定住宅棟新築等特別税額控除（投資型減税）」に
ついては、適用期限が3年延長されました。
（令和10年12月31日まで）



(2) NISA の投資可能年齢の拡充等

- ・NISA口座の口座開設年齢の下限（改正前は18歳）が撤廃され、0～17歳に対して、新たに積み立て投資枠（年間投資上限額60万円、非課税保有限度額600万円）が設けられます。

(3) 暗号資産の分離課税化

- ・暗号資産については総合課税の対象とされていましたが、今回の改正によって分離課税となります。
- ・暗号資産の取引（仮称：暗号資産取引業）を行う者に対して金融商品取引法登録簿に記載されている暗号資産等（特定暗号資産）の譲渡をした場合には、それによって生じた譲渡所得等について他の所得とは分離して「20.15%」の税率で課税なされます。
- ・株式譲渡やFX取引で生じた損失と同様に、損失の繰越控除の規定が設けられました。特定暗号資産の譲渡によって生じた損失で控除し切れない金額があるときは、（一定の要件がありますが）その控除し切れない金額はその翌年以後3年間の＜特定暗号資産に係る譲渡所得金額等＞から控除することができます。



消費税の改正については、
別紙の「こだるまじい Q&A」を
ご覧ください。



会計・税務の 気になるギモン、 教えて所長さん！

令和8年税制改正の目玉は所得税における「年収の壁」引き上げですが、消費税でも重要な改正項目があります。

いわゆる「インボイス特例」の改正です。
こだるまじいと一緒にみていきましょう。



消費税を納める時の2割特例は、確か今年の9月30日で終わるんじゃないのう？

いいえ。令和8年度改正では「小規模個人事業者」に限り、令和8年度で2割特例、そして、令和9年度及び令和10年度で3割特例が施行されます。



そうなんじゃのう！ では、法人はどうなるんじゃ？

残念ながら今回の改正は「小規模個人事業者」に限定されるので、法人は対象外です。ですので、2割特例を受けている法人は「令和8年9月30日の属する課税期間」まで2割特例が使えますが、その課税期間が終わるとインボイス特例が無くなります。



そうすると、2割特例が終わる法人は、改めて簡易課税制度を選ぶ必要があるんじゃないか？

今回の改正で、これまで2割特例を受けていた適格請求書発行事業者について、簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直しがされています。

詳細は右 QR コードから国税庁発行の案内で
ご確認いただき、不明点は担当者にもお訊ねください。

届出書の提出期限が伸びた事で簡易課税制度の有利不利判定を綿密に行えるようになった利点があります。



では、小規模個人事業者からの課税仕入れがあるところは
どうなるんじゃ？

こちら「7割控除」の期間が追加されました。

改正前は令和8年10月1日から「5割控除」に移行する形式でしたが、令和8年改正で令和10年9月30日まで「7割控除」となり、令和10年10月1日から「5割控除」となります。こちらの詳細についても上記 QR コードからご確認ください。

税金よもやま話

皆様こんにちは。高田総合会計事務所の今井と申します。



この事務所通信夏号が皆さまのお手元に届くのは7月1日を予定していますが、恐らくすでに酷暑の時期を迎えているはず……。暑さに弱い私は今から戦々恐々の日々です。(なおこの文章は6月に作成していますが、今井はすでに半そでを着用しています)

そんなことはさておき、「夏に課税時期がくる税金ってあるかな?」とふと思いい立ち、某生成 AI に尋ねてみたところ、まず所得税予定納税と個人事業税がある事を教えてくれました。

★所得税予定納税は、7月末までに納税する事となります。ここで注意していただきたいのは、予定納税については振替納税を利用している方も振替日が7月末となります。確定申告のように振替日が法定納付期限の約5週間後とはなりません。

なお、事業状況や生活環境に変化があつて予定納税が難しい場合、減額申請が可能です。ただし減額申請は7月15日までに提出していただく必要がありますので、申請を検討される方はお急ぎください。

★個人事業税につきましては、8月に1回目の納付が来ます。事業主控除が290万円ありますので、個人事業主の全員が課税の対象となるものではないことから、納税を伝える我々側からすると、つい油断してお知らせを失念してしまう可能性が高い税目です(汗)。

しかも年に2回納期がありますので、確定申告の際にはこの税目の試算を忘れないようにと、結構気を配っています。

これらに加えて個人住民税の普通徴収第1、2回目納期、固定資産税の第2回目納期、国民健康保険料の通知到来も教えてくれました。

ただ、「4~7月に決算期を迎える法人の確定申告」については、回答として合っているものの個人的には「そこまで拾うか!?!」という感じです。AIは本当に優秀ですね(苦笑)。

話が最初に戻ってしまいましたが、本年も酷暑が予想されています。

皆様、くれぐれも納税のために銀行へ向かう道中で熱中症になった…ということが無いようにくれぐれもご注意をお願いいたします。

そうしたリスク管理の意味でも「キャッシュレス納付」をご利用いただきたいです。

結局これに繋がらなかったわけですが、お手続きがまだの皆様はダイレクト納付の登録・利用開始の手続きをお願いしますね。



【キャッシュレス納付の利用促進について】

ご存じの通り、昨今において国税庁・地方税共同機構は「キャッシュレス納付」の普及に注力しています。その一環として、一部の税目を除き納付書の事前送付の取りやめや、税務署職員が納税者様の元へ赴いて、ダイレクト納付開始の手続きの案内と推奨を行うなどの取り組みを行っています。

令和8年5月現在においては「消費税の予定納税」や「源泉所得税」の納付書については事前送付が継続されていますが、これらの送付が取りやめになることも時間の問題と考えています。

国税庁が納付書の事前送付を完全に止めるとなった場合には、各地方自治体もそれに倣って納付書の送付を取りやめることも想定されます。(すでに紙の申告書・納付書等の事前送付を取りやめている自治体もあります)

そのため、当事務所でも情勢を鑑み、お客様へキャッシュレス納付の利用を推奨しています。

個人のお客様については振替納税を、法人のお客様については様々な種類があるキャッシュレス納付のなかでも代表的な方法であるダイレクト納付の利用推進に取り組んでおります。

ダイレクト納付は、他のキャッシュレス納付同様に金融機関等へ出向くことなく納付が可能であり、かつ国税についてはe-tax(国税電子申告・納税システム)、地方税についてはeLTAX(地方税ポータルシステム)から直接手続きが可能のため、支払い時に手数料がかからないというメリットがあります。

ただし、利用の開始には届出の提出と金融機関からの承認が必要なため、登録から利用が可能になるまでに2週間〜1ヵ月程度時間がかかります。各種キャッシュレス納付未利用のお客様におかれましては、お早めにキャッシュレス納付の利用の準備をお願いいたします。

ダイレクト納付開始の手続等についてなどお気軽に職員にお訊ね下さい。

また、個人のお客様におかれましては、別紙にて振替納税の利用について案内をさせていただいております。こちらもご一読のうえ、キャッシュレス納付ご利用にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

クールビズ実施のお知らせ

弊社では6月1日から10月31までの間をクールビズ期間とし、

所内冷房設備の適正使用・職員の軽装に努めております。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



契約されている生命保険証券の確認実施に伴うお願い

お客様が加入されている保険の加入内容の把握、および適切な経理処理実施のため、お手持ちの保険証券の写しの提供にご協力ください。詳細は担当者へお問い合わせください。



【住民税には要注意!】～所得税だけでなく住民税もお忘れなく～



5月下旬から6月にかけて皆様のお手元に住民税の課税通知が届いていることかと思われますが、通知が届いたお客様から住民税のお問い合わせを多数いただいています。

住民税は所得税と同じような計算構造ですが、所得控除の額や税率が異なるため、所得税とはまったく別の税金として捉える必要があります。

そこで、お客様からの問い合わせをもとに、改めて住民税に関する留意事項をご案内します。



去年よりも納税額が多いんやけど!

これは <昨年、令和7年は定額減税制度があったから>といえます。

令和7年度の住民税においては「定額減税」の制度によって、納税者本人及び扶養親族1人につき1万円が控除されていました。扶養親族が多い方は控除額も多かったため、その控除が無くなった影響が少なからずあります。



これまで所得税はかからなかったんやけど!

こちらは以下の理由が考えられます。

- ① 所得税と違い、所得控除の改正が無かった。
- ② 所得税と違い、住民税には均等割がある。

所得税は「年収の壁」問題に対応する形で所得控除項目の改正が行われ、基礎控除額が最大95万円に設定されました。

しかし、住民税にはそのような改正はなく、基礎控除の額は43万円のままです。

そのため、例えば所得税の「年収の壁」160万円にあわせて給与を設定してしまうと、(他の所得控除項目次第ではありますが)住民税が課税されることになります。

また、住民税には一定の所得以上の方には必ず課税される「均等割」があります。京都府では、所得が45万円超の方は必ず 5,600 円 を納めていただく必要があります。

そのため、京都府在住の方で所得が45万円超であれば、所得控除項目を差し引いて課税所得が0円となっても、5,600 円の納税が必ず発生します。



所得は去年と一緒なのに、給与から天引きされる住民税の額が違うんやけど!

こちらは<給与所得以外の所得について、給与所得と同じかたちで住民税の通知があった>からではないかと考えられます。

給与所得以外の所得がある場合には、基本的に確定申告が必要となります。

その際、給与所得以外の所得については、「(給与所得と併せての)特別徴収」と「(給与所得とは別で普通徴収)自分で納付」の2つの徴収方法のいずれかを選択しないといけませんが、前年と同じ方法を選択していない場合、徴収方法が変わります。また、徴収方法を未選択の場合には自動的に「特別徴収」となります。

そのため、本業である会社等に副業などの所得を知られたくない場合には、必ず「(給与所得とは別で普通徴収)自分で納付」を選択したうえで、確定申告を行ってください。

ATTENTION

ATTENTION

ATTENTION

ATTENTION

ATTENTION



所得税に比べて住民税が高いんやけど!

これは<所得税とは所得控除の額や税率が違う>からです。

仮に

- ・給与収入500万円
- ・社会保険料控除は年収の14.5%
- ・配偶者控除あり
- ・特定扶養親族1人
- ・扶養控除1人

という想定で見てください。



	(所得税)	(住民税)
給与所得	3,560,000	3,560,000
社会保険料控除	▲725,000	▲725,000
配偶者控除	▲380,000	▲330,000
扶養控除(特定扶養)	▲650,000	▲450,000
扶養控除(一般)	▲380,000	▲330,000
基礎控除	▲680,000	▲430,000
	745,000	1,295,000
	↓	↓
所得税及び復興特別 所得税(5.105%)	38,000	住民税(10%) 129,500

この想定の場合、住民税は所得税等の3.4倍強の税負担となります。

所得控除の差もさることながら、税率については一律10%なので、所得税率5%のラインの方は約2倍の税負担が増えることになります。

所得税の額を念頭に住民税を想定していると、住民税の額には驚かれるかと思います。

そのため、所得税だけでなく、住民税自体の負担を常に念頭に置いていただく必要があるといえます。

このように、住民税は所得税と同じ【収入・所得・所得控除】という計算を行いますが、最終的な税額に大きな差が出る可能性があることから、「まったく別物の税金である」と改めて認識していただく必要があります。

お客様におかれましては、今後は「税金がなるべくかからないようにするにはどうしたらよいか?」という質問から一歩進んで「住民税を含めて、税金の負担を減らすにはどうしたらよいか?」とお問い合わせいただければ幸いです。

